

京都市と京都府との間の計量に係る事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、京都市（以下「甲」という。）は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく甲の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を京都府（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担し、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定める。この場合において、乙は、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付しなければならない。

(手数料)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、全て乙の収入とする。

(協議)

第5条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。
- 3 計量行政が将来にわたり安定的に運営されるためには、甲と乙との適切な役割分担及び相互の協力が不可欠であるという認識の下、当該安定的な計量行政の運営のために必要な経費については、甲と乙とがそれぞれの役割分担を踏まえて、適切に負担するものとする。

地方自治法

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 協議会

(協議会の設置)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(中 略)

第三款 事務の委託

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の規約)

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

コメント [k1]:

「京都市と京都府との間の計量に係る事務委託に関する規約」はこの規約のことです。

コメント [k2]:

ちなみに、議会の議決が必要ということの根拠規定はこの部分です。

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。